

第27回たつの市農業委員会総会（2月定例会）議事録

令和5年2月27日（月）午前10時から第27回たつの市農業委員会総会（2月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員17名 欠席委員 1名

1	上田 常雄	2	八木 正邦	3	永富 元	4	右田 太郎
5	岩田きん子	6	三村 誠	7	丸山 忠昭	8	-
9	小河 純一	10	水田 達實	11	山本 哲也	12	真殿 利晴
13	宮本 峰男	14	保田 義一	15	緒方 光男	16	猪澤 敏一
17	長谷川澄男	18	高見 昭義	19	大橋 正典		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井口 大介	副主幹	武田 かおり
----	-------	-----	-------	-----	--------

1 開 会

- 会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

- 議長（猪澤敏一委員）
只今から第27回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は17名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、真殿委員からは欠席の届出を受けています。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について
- ・令和4年たつの市農業委員会告示第8号及びたつの市空き家につ

随する農地の権利取得に係る別断面積設定等に関する規程を廃止する告示について

・たつの市農業委員会個人情報保護規程（平成17年農業委員会告示第2号）の一部を改正する告示について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、19番大橋正典委員、1番上田常雄委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第173号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第173号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が10件出ておりますのでご説明いたします。

1件目、2件目、3件目につきましては、土地の所在地が隣接区域の畑であり、現況は雑種地となっております。

1件目の願い出地は、揖西町■■■■の登記地目・畑で現況は雑種地、面積は220㎡です。願い出人は、■■■■、現在の状況は、雑種地であり、今後、売却を考えているため、現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、空中写真において、平成3年以降、雑種地となっていることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の願い出地は、揖西町■■■■の登記地目・畑で現況は雑種地、面積は306㎡です。願い出人は、■■■■、状況につきましては、1件目と同理

由により農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、揖西町[]の登記地目・畑で現況は雑種地、面積は 58 m²です。願い出人は、[]、状況につきましては、1 件目と同理由により農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、揖西町[]の登記地目・田、現況は宅地、合計面積は 413 m²です。願い出人は、[]、土地を売却するため現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真、固定資産税評価証明書、登記簿謄本及び地元自治会長の証明により、昭和 46 年から倉庫敷地及び宅地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も倉庫敷地及び宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

次の 5 件目、6 件目につきましては、土地の所在地が隣接区域の田であり、現況は山林となっております。

5 件目の願い出地は、揖西町[]の登記地目・田で現況は山林、面積は合計 1,010 m²です。願い出人は、[]、現在の状況は、雑木が茂り山林化しており、今後、転用を考えているため、現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真において、平成 11 年以前から現在と同じように山林化していることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

6 件目の願い出地は、揖西町[]外 1 筆の登記地目・田で現況は山林、面積は合計 864 m²です。願い出人は、[]、現在の状況につきましては、1 件目と同理由により農地に復元することは不可能と判断しました。

7 件目の願い出地は、龍野町[]の登記地目・田で現況は雑種地、面積は 264 m²です。願い出人は、[]、現在の状況は、昭和 51 年の台風により冠水し、災害復旧工事はしたものの、耕作に必要な表土はなく、ガレキが多く混入し、竹や笹が繁殖しています。この度、土地を相続するにあたり、現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、地元自治会長の証明により確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

8 件目の願い出地は、神岡町 [REDACTED] の登記地目・田、現況は宅地、面積は 49 m²です。願い出人は、[REDACTED]、[REDACTED]、土地の売却を考えているため現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書により、昭和 49 年から倉庫敷地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も倉庫敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

9 件目の願い出地は、揖保町 [REDACTED] の登記地目・田及び畑、現況は宅地、面積は合計 125 m²です。願い出人は、[REDACTED]、[REDACTED]、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、航空写真により、平成 11 年以前から倉庫敷地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

10 件目の願い出地は、揖保川町 [REDACTED] の登記地目・畑及び田で現況は山林及び宅地、面積は合計 542 m²です。願い出人は、[REDACTED]、[REDACTED]、土地を売却するため現況に合わせようと願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真及び固定資産評価証明により平成 11 年以前から山林及び倉庫敷地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も山林及び倉庫敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 173 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 174 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 174 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 8 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、龍野町■■■■の田で面積は 1,057 m²、譲受人は■■■■、譲渡し人は■■■■、譲渡し人は、現在の耕作者である譲受人へ農地を譲渡することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、現在の耕作者であり、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 3,865 m²ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、龍野町■■■■の田で面積は 366 m²、譲受人は■■■■、譲渡し人は■■■■、譲渡し人は、現在の耕作者である譲受人へ農地を譲渡することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、現在の耕作者であり、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 3,865 m²ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、揖西町 [redacted] の田で面積は 1,721 m²、譲受人は [redacted]、譲渡し人は [redacted]、譲渡し人は、今後耕作する意向がないため、知人である譲受人へ農地を引き受けてほしいと依頼したところ、売買による合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域において手広く耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 26,285 m² ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、龍野町 [redacted] の田で合計面積は 6,810 m²、譲受人は [redacted]、譲渡し人は [redacted]、譲受人は、この地域で耕作面積を増やしたいと考えており、譲渡し人へ農地の取得を申し出たところ、合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域において手広く耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 11,348 m² ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、揖西町 [redacted] の田で面積は 868 m²、譲受人は [redacted]、譲渡し人は [redacted]、譲渡し人は、今後耕作する意向がないため、知人である譲受人へ農地を引き受けてほしいと依頼したところ、売買による合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域において手広く耕作しており、必要な農機具も所有してい

るため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 10,087.91 m²ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の申請地は、新宮町 [] の田で面積は 1,768 m²、譲受人は []、譲渡し人は []、譲渡し人は、高齢であり耕作面積を縮小したいと考えていたところ、耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人へ売却することになったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 8,114 m²ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の申請地は、揖保川町 [] の畑で面積は 747 m²、譲受人は []、譲渡し人は []、譲受人は、耕作面積を増やしたいため、譲渡し人へ土地の購入について申し出たところ同意を得たものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、申請地付近で耕作しており、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 3,805 m²ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8 件目の申請地は、御津町 [] の田で面積は合計 3,785 m²、譲受人は []、譲渡し人は []、譲渡し人は、今後農業をする意向はなく、所有農地をすべて手放したいと考えて

いたところ、耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人へ譲渡することになったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、農地取得後の耕作面積が 4,962 m² ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 174 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 175 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 175 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 2 件出ていますのでご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町■■■■■■の畑で、面積は合計 162 m²、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する第 3 種農

地(3-(3))に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]、転用目的は、譲受人が営む事務所の駐車場用地として、隣接地を取得し利用するものです。

土地造成期間は許可後60日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

2件目の申請地は、揖西町構213-1の田で、面積は1,906㎡の内、602.40㎡、農地区分は住居等が連たんする区域に近接(おおむね500m以内)かつ農地(等)の集団規模10ha未満の2種農地(2-(3))に該当すると判断します。

申請人は、譲受人がたつの市龍野町富永1005番地1 たつの市長山本 実、譲渡人は、[REDACTED]

[REDACTED] 転用目的は、たつの市立構教育集会所の露天駐車場として利用するものです。

土地造成及び建設期間は令和5年8月7日から200日間でございます。

必要な資金は、たつの市の予算内示書を確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 175 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 5「議案第 176 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 176 号 農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、今回設定する筆数は 148 筆、設定面積は 191,915.51 m²です。

各筆の明細は別紙に添付してありますとおりで、すべての案件で農地の効率利用、農作業への常時従事等、同法 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

なお、今回の利用権は市が集積計画の公告を行う 3 月 1 日から効力が発生します。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 176 号」は原案のとおり決定することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 30 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 2 月 27 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(19 番大橋正典委員)

議事録署名委員
(1 番上田常雄委員)